

平成 16 年 2 月 10 日

各 位

株式会社 りそな銀行
株式会社 埼玉りそな銀行

「休眠口座管理手数料」の新設について

りそなグループのりそな銀行（社長 野村 正朗）および埼玉りそな銀行（社長 利根 忠博）は、手数料体系の見直しの一環として、平成 16 年 4 月 1 日以降に開設された普通預金口座に対し、「休眠口座管理手数料」を新設・導入させていただきます。

「休眠口座管理手数料」とは、2 年間入出金・口座振替等のご利用がない普通預金口座（以下「休眠口座」といいます。）のうち、残高が 1 万円未満の口座に対し、お取引状況をお知らせした上で、3 ヶ月経過後に、年間 1,200 円（月あたり 100 円）の手数料を頂くものです。

弊社におきまして、お客さまが口座の存在自体をお忘れになられている等の理由で、休眠状態となっている口座が存在していることにより、管理コストを要している現状を踏まえ、当該口座の再活用によるお取引の再開をお勧めすること、「口座不正利用」防止等の観点から、今後お使いになる予定のない口座のご解約をお勧めすること、休眠口座の管理に要している最低限のコストをご負担頂くことにより、当社を普段からご利用頂いているお客さまへのサービス向上を図ること等を目的としております。

本手数料はあくまでも平成 16 年 4 月 1 日以降に開設され、休眠となった口座に対する管理コストをご負担頂くものであり、日常の入出金や口座振替等のお取引をされているお客さまが対象となることはありません。なお、平成 16 年 3 月 31 日現在で、開設されている口座は本手数料の対象外となります。

以上